

**相談者 (Aさん)**  
最近私共の仕事のなかで、時効が問題になることがあります。今日は時効について説明してください。

**弁護士** 時効とは真実の権利と異なった事実が永く続いた場合、その事実状態をそのまま権利と認める制度です。

例えば本当は甲の所有地を乙が自分の所有地として永年使用してきた場合、その土地は乙の所有地とされ、又甲が乙に対して売掛代金があるのに、永年何の請求もしていないとその請求権を失うことがあります。前者を取得時効と云い、後者が消滅時効です。

**Aさん** そうすると時効は、真実の状態と異なる状態を法律が認める制度ということになりますね。

**弁護士** そうです。本来法律は前の例で言えば乙から甲に土地を返還させ、あるいは乙から甲に代金を支払わせ、真実の状態に戻すことが使命なのですが時効はその反対の役割を果します。

**Aさん** どうして法律は本来の役割と反対の制度を認めているのでしょうか。

**弁護士** それには二つの理由があります。一つは、一定の事実が永年続き、だれも争っていない様な場合、社会生活上その事実状態を



示のみでなく、黙示的にされた場合も含むとして次の四点をあげています。①永年公の目的に使用されることなく放棄されている②公共用財産としての形態・機能を失っている③その物を他人が永年占有しているのに公の目的が害されることがない④その物を公共用財産として維持する理由がない。

**Aさん** 右の事例は、一般私人が公共用物の取得時効を主張した場合と思いますが、反対に公共団体が時効を主張できるものでしょうか。

**弁護士** 判例では、国の時効取得の主張を認めても公物の公共性、公益に反することはないから公物は国の取得時効の対象になるとしています。

**Aさん** それでは次に公法関係上、消滅時効はどの様に適用されるのでしょうか。

**弁護士** 以前は、公権・公義務は時効によって消滅せず、立法によって認められた場合だ

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】 第5回

# 時効で権利を失わない様に

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

前提として取引が行われるのが普通です。それを後になって覆すと却って取引関係を混乱させることになるからです。もう一つは、権利は永年行使されないとその存否が証拠上不

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

**弁護士** その通りです。そこですべての場合に時効制度を強制するのは妥当ではありません。民法上は、権利を得、又は義務を免れることを希望する場合にだけ確定的に権利の得喪が発生するとされています。時効の援用(民法一四五条)と放棄(民法一四六条)がそれです。

**Aさん** ところで公物について取得時効は成立するのでしょうか。

**弁護士** 公物には道路とか公園といった直接公衆の共同使用に供される公共財産と、官公署など公共団体自身の使用に供される公用物とがあります。因みに国有財産でも単に収益を目的とする普通財産は公物ではありません。公物には、その目的達成に必要な限度で私法の適用が排除されます。そして公用が廃止された場合取得時効が成立するというのが判例です。しかし大審院時代の判例では、公用が廃止されたというためには、行政庁の明示の意思表示が必要とされていました。最高裁判所は昭和五十一年の判決で、公用の廃止は明

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。

明になり偶々証拠を保存した者が有利になるという弊害が出てくるからです。  
**Aさん** 制度の目的は判りました。しかし、本当の権利者でないのに権利を取得したり、義務を免れるのは嫌だという人もいるのではないのでしょうか。



**阿部 長**  
(あべ ひさし)  
宮城県町村会顧問弁護士

◎PROFILE  
1932年生まれ  
1965年 弁護士登録